

議案第42号

物品の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、次の物品の取得について、議会の議決を求める。

令和4年4月22日提出

清水町長 阿部 一 男

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 物 品 名 | 給食配送車 |
| 2 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 7,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 帯広市西20条北1丁目3番2号
東北海道いすゞ自動車株式会社
帯広支店
支店長 湯 浅 康 雄 |